

令和 8 年度における国立大学法人和歌山大学の中小企業者に関する契約の方針

国立大学法人和歌山大学は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）第 5 条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 8 年 4 月 21 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 8 年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

本学は、令和 8 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額及び比率が前年度までの実績（金額：約 17 億 5 千万円、比率：77%）を上回るよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き 2%を目指すものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

本学は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、政府が進める価格転嫁、取引適正化及び賃金向上推進の趣旨等も踏まえ、次のとおり取り組むものとする。

1 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

- (1) スタートアップを含む技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」を踏まえ、契約の履行の確保に支障がない場合には、入札参加資格について下位等級者の上位等級への参入を認めるなど、弾力的な運用を進めるものとする。また、創意工夫による価値を適切に評価することが適当と認められる場合には、総合評価落札方式の活用にも努めるものとする。
- (2) 高度かつ独自の新技术を有するスタートアップ等との随意契約に係る制度、研究開発成果の調達及びデジタルマーケットプレイス等の調達手法について情報収集を行い、本学の会計規程等に照らして活用可能な場合には、その活用にも努めるものとする。

2 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の

災害への備えを促進することの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法第 56 条第 1 項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 58 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、その受注機会の増大に努めるものとする。

3 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的な活用に向けた地域要件の設定等

- (1) 本学において消費される物件等について、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性及び履行可能性を踏まえ、地域の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。
- (2) 地域の建設者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、競争性及び公正性の確保に留意しつつ、適切な地域要件の設定や地域への精通度等の評価に努めるものとする。
- (3) 物件及び役務の発注においても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な履行の重要な要素となる場合には、適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等の評価により、地域の中小企業・小規模事業者の積極的な活用に取り組むものとする。
- (4) 協定等を通じ、災害時における継続的な供給体制を構築する場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価及び積極的な活用に努めるものとする。

4 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととする資格を定めないものとする。

5 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一般競争入札及びオープンカウンター方式による見積り合わせを行う場合には、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

また、一括調達又は共同調達における競争参加資格の設定に当たっては、契約の履行の確保に支障がない限り、下位等級者の競争参加を可能とするよう弾力的な運用に努めるものとする。

6 総合評価落札方式の適切な活用及び評価の実施

- (1) 総合評価落札方式による競争を行う場合には、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、透明性を確保するため、品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書及び審査項目を作成するものとする。

- (2) ビルメンテナンス業務、警備業務その他人件費比率が高い役務契約については、役務提供体制、専門的資格その他の事項を審査し、提供される役務の内容を適切に評価する必要性を検討し、適当と認められる場合には、総合評価落札方式の活用に努めるものとする。

7 分離・分割発注の推進

物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面、商品の種類、契約期間等の観点から、公正性を確保した上で、分離・分割発注が契約内容の効果的かつ効率的な執行に資するかどうかをあらかじめ検討し、資すると認められる場合には、分離・分割発注を実施するものとする。

特に、燃料、原材料その他市況価格の変動が激しい商品等を含む物件及び役務の発注に当たっては、商品等を種類ごとに分離すること又は契約期間を一定期間ごとに分割することについて検討するものとする。

8 中小建設業者の受注機会の確保に向けた配慮

- (1) 一般競争入札を行う場合には、極力、同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとする。ただし、優良な工事成績を上げた中小建設業者については、施工能力等を勘案し、上位等級の工事に係る競争に参加できるよう配慮するものとする。
- (2) 公共工事の発注に当たっては、共同による請負の適切な活用を推進し、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- (3) 地域における公共工事の担い手が確保されるよう、競争入札に必要な資格及び公共工事等の規模について、地域の実情に配慮した設定を行うものとする。
- (4) 災害からの迅速な復旧復興に資するため、必要に応じ、必要な能力を有する事業者と地域の事業者との連携及び協力に配慮するものとする。

9 中小石油販売業者に対する配慮

災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者について、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持することの重要性に鑑み、費用対効果、公正性、競争性及び本学の会計規程等に留意しつつ、その受注機会の増大に努めるものとする。

原油価格の高騰その他の事情により、受注者から契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うものとし、必要に応じ、その旨を契約条項に定めるものとする。

10 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

中小企業・小規模事業者が受注する契約における価格転嫁及び取引適正化を図るため、

物価変動を反映した予定価格の作成、価格交渉を円滑に行うための契約条項の設定、ダンピング防止及び知的財産権の適切な取扱いなど、発注前から契約期間中の各段階に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(1) 適切な予定価格の作成

予定価格の作成に当たっては、次に掲げる要素を確認し、必要な要素が反映されていない場合には、これを適切に反映するものとする。

- ・市場調査の結果及び各種統計等による最新の実勢価格
- ・契約期間中に通常見込まれる価格変動
- ・契約期間中に見込まれる最低賃金額の改定
- ・原材料費、人件費及び社会保険料相当額
- ・消費税及び地方消費税
- ・運送に係る標準的な運賃、燃油サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料その他必要な費用

ビルメンテナンス業務については、最新の建築保全業務労務単価その他の客観的な資料を踏まえて予定価格を作成するものとする。

(2) 公共工事におけるダンピング防止

公共工事の入札においては、関係法令及び本学の会計規程等に基づき、入札金額の内訳書の提出を求めるものとする。

11 適正な納期・工期・納入条件等の設定

- (1) 発注見通しの公表、早期発注その他の取組により発注時期の平準化を図り、適正な納期及び工期を設定するものとする。
- (2) 物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数その他の納入条件を明確に設定するものとする。
- (3) 真にやむを得ない場合を除き、直接又は間接の銘柄指定を行わないものとする。
- (4) 物品の運送を伴う役務又は物品の買入れ等の発注に当たっては、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約及び混雑時間を回避した配送日時指定等に努めるものとする。物品等の継続的な運送を伴う契約については、関係法令に基づく許可等を有しない違法な運送事業者への委託を認めないものとし、必要に応じ、受注者に対して誓約書、許可等を示す書面その他必要な資料の提出を求めるものとする。

12 再委託先を含めた適正な人件費確保等の周知

役務及び工事等において外注又は再委託等を行う元請事業者に対し、地域の中小企業・小規模事業者の活用、外注先の適正な請負代金及び工期の確保並びに書面による作業内容、人件費単価及び期間等の明確化について、入札説明書等により周知するものとする。

13 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、建物管理その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の労働者が用いられる可能性のある役務契約については、契約期間中に見込まれる最低賃金額の改定額を含めて、適切な予定価格を作成するものとする。

また、最低賃金額の改定見込額を考慮して入札するよう入札参加希望者にあらかじめ周知するとともに、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回る場合には、適切な価格で単価の見直しを行う旨の条項を契約に設定するものとする。

契約後に最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか受注者に確認し、受注者から申出があった場合には適切に対応するものとする。

14 中小建設業者の取引適正化に対する配慮

関係法令並びに「発注関係事務の運用に関する指針」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」を踏まえ、適正な工期・履行期間の確保、施工時期の平準化及び発注関係事務を担当する職員の知識・技術の向上に努めるものとする。

15 低入札価格調査制度の適切な活用等

本学の低入札価格調査制度の適用対象となる役務及び工事等については、ダンピング受注を排除し、適正価格による契約を推進するため、同制度を適切に活用するものとする。

調査に当たっては、入札価格の内訳書に記載された人件費、原材料費、エネルギーコスト等が実勢価格に沿った単価となっているか、また、業務の履行に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。

16 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

物件等の発注に当たっては、受注者の資金繰りに配慮し、契約内容及び履行状況に応じ、部分払を行うことに努めるものとする。特に人件費比率の高い役務契約については、業務内容に応じて毎月払等の部分払を行うよう配慮するものとする。

17 知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注内容に著作権その他の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値に十分留意し、合理的な理由なく受注者の著作権を本学へ無償譲渡させないものとする。

また、知的財産権の利用範囲、利用期間、対価及び帰属について、契約書その他の書面に明確に規定するものとする。

コンテンツの制作を含む契約については、調達コストの適正化及び著作物の二次的活用の観点から、コンテンツ版バイ・ドール条項の活用を検討するとともに、その契約条項を含む契約書のひな形を整備するものとする。

18 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- (1) 工事契約について、労務費、原材料費及びエネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金及び工期を設定するとともに、契約後の価格変動に応じた契約変更条項をあらかじめ設定するものとする。
- (2) 物件及び役務についても、契約期間中に実勢価格の変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるかを検討するものとする。受注者から契約金額の変更について申出があった場合には、一方的な価格決定とならないよう、迅速かつ適切に協議を行うものとする。
- (3) 複数年度にわたる物件及び役務の契約については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を参考に、少なくとも年1回以上、価格に関する協議を行うよう努めるものとする。また、受注者がコスト増加に伴う契約金額の変更を申し出たことを理由として、次回以降の発注における選定その他の取扱いにおいて、不利に取り扱わないものとする。

19 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札、企画競争又は公募による発注に関連する情報、落札結果等に関する情報及び発注計画に関する情報について、本学ホームページへの掲載その他の方法により、中小企業・小規模事業者を提供するものとする。

また、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格その他必要な事項を仕様書に明記し、必要に応じて入札説明書等により十分な説明を行うものとする。

20 官公需に関する相談体制の整備

本学財務課の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じるとともに、官公需情報、競争参加資格その他必要な情報を提供するものとする。

21 被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等における物件、役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域の需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格を踏まえ、適切な予定価格を作成するものとする。

また、原子力発電所事故の周辺地域で生産されていることのみを理由として、不当に取引を制限しないものとする。

22 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者

対する配慮

令和 2 年 7 月豪雨及び令和 6 年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、前項と同様の配慮に努めるものとする。

第 3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注機会の増大のために講ずる具体的な措置

本学は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針及び「スタートアップ育成 5 か年計画」の趣旨等を踏まえ、次のとおり取り組むものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう配慮するものとする。

また、専門的な技術又は資格を必要としない調達等については、契約の履行の確保に支障がない限り、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

(2) 見積先の柔軟化の推進

少額の随意契約を行う場合には、契約の内容及び地域特性等を踏まえ、スタートアップを含む新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

また、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者及び調達実績の少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

オープンカウンター方式により見積り合わせを行う場合には、電子的手段による情報提供を行い、スタートアップを含む新規中小企業者の参加の増大に努めるものとする。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に基づく都道府県知事の認定に係る商品（「いわゆるトライアル発注認定商品」という。）等の受注機会の増大

いわゆるトライアル発注認定商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合は、見積先に含める等の受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 新規中小企業者からの相談体制

本学財務課の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応するものとする。

2 組合の受注機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組むものとする。

第 4 第 1 から第 3 までに掲げるもののほか、中小企業者の受注機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、本学の全ての部局に適用するものとする。

2 中小企業者の受注機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、本学に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示するものとする。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握、みなし大企業の確認その他の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図るものとする。

附則

本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

本部長：財務担当の理事

本部員：財務課長

施設整備課長

学術情報課長

（事務局 財務課契約室）

なお、本部員には、必要に応じて各調達担当部局の長を追加することとする。